答申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した生活保護法(以下「法」という。)24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が請求外〇〇さんに対し、令和元年5月9日付けで保護変更申請却下通知書(以下「本件処分通知書」という。)により行った保護申請却下処分(以下「本件処分」という。)について、請求人がその取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法・不当である旨を主張しているものと解される。

このしょめんじょうに書いてあることは、まことにもっていか んきわまりないことである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項に より、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
令和元年11月11日	諮問
令和元年12月19日	審議(第40回第3部会)
令和2年1月24日	審議(第41回第3部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法 1 条は、この法律は、日本国憲法 2 5 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするとしている。

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法11条1項は、保護の種類として、1号で「生活扶助」、3号で「住宅扶助」を挙げている。

そして、法14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項(住居等)の範囲内において行われるとしており、法33条1項は、住宅扶助は金銭給付によって行うことを原則とするものとしている。

また、法30条1項は、生活扶助は、被保護者の居宅におい

て行うものとしつつ、ただし書において、これによることができないとき、これによっては保護の目的を達しがたいとき、又は被保護者が希望したときについては、被保護者を救護施設、 更生施設又はその他の適当な施設に入所させること等ができるものとしている。

さらに、法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないものとし、同条9項は、同条1項から7項までの規定を7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7・4・(1)・カは、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、オに定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、オに定める特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない。」としている。

そして、上記「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第7・問30・答は、「次のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られるものである。」とした上で、「12 住居が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合」など17項目を挙げている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、課長通知によれば、局長通知(前記1・(2))の「転居に際し、敷金等を必要とする場合」の判断方法について、「12 住居が確保できないため、親戚、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合」を挙げており(第7・問30・答)、本件では、請求人が知人宅等に一時的に寄宿していることが認められることから、形式的にはこの課長通知の第7・問30・答の12項に該当するものと考えられる。

しかしながら、局長通知第7・4・(1)・カ(前記1・(2))が、「認定して差しつかえない」と規定するものである以上、実施機関には、一定の裁量があると解され、課長通知の限定列挙に該当する場合であっても、合理的な理由があれば敷金等を支給しないこともできると解される。

そして、請求人については、

- (1) 請求人に係る病状報告書(別紙)によれば、うつ病に罹患しており、その症状は、抑うつ気分、不安、焦燥、活動性低下とされていること。
- (2) 同じく病状報告書によれば、計画的な金銭管理、服薬管理など病気の療養、食事・掃除・洗濯、人との意思伝達・対人関係について、単身でできるとまでは言えないが、社会資源を活用すれば可能であるとされ、具体的には、夫に代わる、又は夫のようなサポートが必要であるとされていること。
- (3) 嘱託医の意見でも、「充分な援助のもとに単身生活可」とされていること。
- (4) 請求人の年齢(40歳未満)及び精神障害者保健福祉手帳を 所持していないことからすれば、介護扶助による介護サービス や障害福祉サービスといった社会資源を活用したサポートが困 難であると認められること。

以上から、処分庁は、請求人が単身で居宅生活を送ることとな

った場合には、請求人の社会生活における自立を助長するという 保護の目的を達成することができないと判断し、敷金等の支給を 認めないとする本件処分を行ったものと認められる。

そうすると、処分庁が本件申請を却下したことには合理的な理 由があるということができ、本件処分が違法又は不当なものとは 認められない。

3 請求人は、前記(第3)のとおり主張する。

しかし、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない ことは前記2で述べたとおりであるから、請求人の主張は、理由 がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性 や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれ も適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)